

事業所防災リーダー通信 vol.18

事業所防災リーダーに向けて、防災知識や防災に関するお知らせ等を定期的に発信します。

事業所防災リーダーへのご登録、ありがとうございました！
東京都防災リーダー事務局からのお知らせです。
本メールは、事業所防災リーダーとして登録された際のメールアドレスにお送りしています。

<< 事業所防災リーダー必携⑱ >>

◆発災時にけがをしてしまったら？体調が悪くなったら？

大規模な災害が起きた直後は、けがや体調不良で医療機関を受診したくても、同じように医療を求める人が大量に発生するため、平常時のように円滑に医療へアクセスすることが難しくなるおそれがあります。
事業所に留まる従業員を守るためにも、また一人一人が自分や家族を守るためにも、発災時の医療体制を知ったうえで、いざというときの対応を考えておきましょう。

首都直下地震等による
東京の被害想定 (R4.5)
冬夕方・風速8m/s

負傷者数	93,435人
うち、重症者数	13,829人

◆まずは「医療救護所」を目指しましょう

発災時に軽症者も重症者も同じように病院に殺到すると、ただでさえ被災している病院がさらに混乱し機能しなくなるおそれがあります。通常の医療体制では対応できなくなる場合、区市町村は、各地域防災計画等に基づいて**医療救護所**を設置します。

医療救護所は、**主に災害拠点病院等の近接地等に設置される緊急医療救護所と、避難所に設置される避難所医療救護所**に分類されます。

発災時の傷病者は、まず医療救護所でトリアージ（治療優先度の決定）を行い、軽症ならその場で処置を、重症なら災害拠点病院等の高度医療機関へ搬送等を実施します。

医療救護所は区市町村ごとに設置場所が事前に決められていることが多いため、平時からどこにあるのか確認しておくことが重要です。

緊急医療救護所

- ・発災直後から準備ができ次第、順次開設
- ・災害拠点病院の前などに開設し、トリアージや軽症者の処置等を実施



避難所医療救護所

- ・避難所が開設され始めると、順次開設
- ・避難所内の避難者の健康管理や慢性疾患等へ対応を実施

**重症者は
災害拠点病院
などの
医療機関へ**

発災直後

3日目頃